

## 第2次香芝市男女共同参画プランにおける具体的施策について(案)

政策番号	基本目標	基本方針番号	基本方針	施策番号	施策の方向	施策の内容		
I	男女共同参画社会の実現に向けた市民の意識づくり	1	個人の尊厳の尊重と男女共同参画の理念を推進する啓発の実施	①	男女共同参画の意識啓発と学習	固定的な性別役割分担意識による社会制度や慣行の見直しを促進するため、市民を対象に講演会等を実施する。		
						学校現場において、子どもの発達時期に応じた男女共同参画に関する教育を行う。		
						地域団体、事業所等を対象に男女共同参画社会づくりのための出前講座を実施する。		
						広報誌・市ホームページ・SNS等を活用し、市民に対し、男女共同参画への理解を深めるための情報提供・啓発を行う。		
				②	多様な性を認める意識の醸成	性的マイノリティに関する理解や認識を深めるため、講演会開催や広報誌・市HP等による情報発信等の啓発を行う。		
						公文書等について、性的マイノリティの方に配慮した性別表記の方法について検討する。		
		③	多様な性を認める意識の醸成	学校現場において職員を対象に性的マイノリティに関する研修を実施し、児童・生徒からの相談に対しの確かな指導ができるような相談体制の構築に努める。				
				学校現場において、子どもの発達時期に応じた性的マイノリティに関する教育を行う。				
		2	地域における男女共同参画の促進	①	自治会への男女共同参画の促進	自治会に対し、男女共同参画の視点に立った運営ができるよう、周知・啓発に努める。		
						②	防災分野における男女共同参画の啓発	男性、女性といった性別の違いによって、災害から受ける影響の違いが生じることに配慮し、男女共同参画の視点に立った防災対策の推進を図る。
								③
							「香芝市男女共同参画推進登録団体」への新規団体加入の促進に努めるとともに、各団体間の連携体制の構築を図る。	
3	職場における男女共同参画の促進	①	男女平等に関する法制度の周知	男女雇用機会均等法等、男女共同参画に関する法・制度を企業に対して周知する。				
				②	男女共同参画の視点による職場環境整備の啓発	性別により職域を限定しない職場風土づくりを促進するため、女性の参画・登用の必要性等、男女共同参画の視点に立った職場環境改善についての啓発を企業に対して行う。		
						人権ライブラリー等について企業に対して周知し、男女共同参画に関する図書・資料映像等の利用を促進する。		

## 第2次香芝市男女共同参画プランにおける具体的施策について(案)

政策番号	基本目標	基本方針番号	基本方針	施策番号	施策の方向	施策の内容
II	仕事と生活のあり方を多様に選択できる社会づくり	1	ワーク・ライフ・バランスへの理解の促進	①	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発	ワーク・ライフ・バランスの実現を目指し、男性は家庭生活や地域活動に、女性も仕事や地域活動に参画し、生き方の選択を広げ、バランスのとれた生活が実現できるよう、啓発を行う。
				②	職場・家庭環境におけるスキルアップ支援	女性の職業能力を高めるための技術習得や資格取得等、スキルアップ・キャリアアップにつながるような講座を開催する。 男性が家事・育児等に積極的に参加できるよう、男性向けのセミナー等を実施する。
				③	仕事と生活の両立支援への促進	企業や労働者等に対し、育児・介護休業制度等、様々な両立支援制度について周知と利用促進に向けた啓発を行い、働きやすい職場づくりを促進する。 育児休業時の代替要員確保等、両立支援策を実施するにあたっての国の支援制度等の情報提供を行う。
				④	仕事の進め方、業務体制の見直し	「女性活躍推進法」に基づく「事業主行動計画」の策定の周知・啓発を行い、女性の管理職比率など、企業等の取り組みの「見える化」を促進する。 企業に対し、長時間労働を前提とした働き方の改革に向けた啓発を関係機関との連携のもと実施する。 企業に対し、短時間勤務やテレワーク等、多様で柔軟な働き方の導入・活用を促進する。
		2	女性が働きやすい環境の整備	①	働く場における男女平等の推進	企業に対し、男女間の昇進・昇格の格差の原因となっている様々な雇用慣行が見直しされるよう、啓発に努める。 企業に対し、女性の登用を推進するためにポジティブ・アクションの推進・導入を働きかける。 性別にかかわらず、誰もが働きやすい環境づくりを進めている事業所の取組内容等を、男女共同参画の視点に立った職場づくりを推進している事業所のロールモデルとして紹介する。
				②	女性の働く機会の拡大	企業立地等により商工業の活性化を図り、市内で働くことの出来る場の拡大に努める。 女性が介護・子育て等の理由で退職した場合でも、時期や内容など希望に応じた、能力を発揮できる仕事への再就職が可能となるよう、支援する。 起業に取り組む女性に対し、起業セミナーや支援制度(起業後の企業への支援を含む)の周知を図る。
		3	多様な保育・介護サービスの充実	①	様々なケースを想定した保育事業	保育所における待機児童の解消のため、入所枠の弾力的運用を積極的に行うとともに、保育環境が悪化しないよう、適切な対策を実施する。 保護者の就労時間や就労形態の多様化に対応するため、必要に応じて延長保育、一時預かり、病後児保育、休日保育等、様々なケースを想定した保育事業を実施する。
				②	幼稚園における在園児を対象とした一時預かり	公立幼稚園において、通常の保育時間終了後、希望する園児を対象とした一時預かり事業を進めていく。
				③	学童保育事業の充実	学童保育について、指導員数、保育時間、受け入れ要件等保育内容の拡大を図る。
				④	子育て支援事業の充実	地域子育てサポートクラブの活動等、様々な子育て支援事業を男女共同参画の視点に立ち、推進する。
				⑤	各種イベント等における一時保育預かり所の設置	子育て中の人や、市や市民団体が主催する各種講座やイベントに安心して参加できるよう、ボランティアなどの協力を得て、各種講座やイベント開催時などの一時保育預かり所の設置を推進する。
				⑥	家族介護者の負担の軽減	家族介護者の介護の負担軽減を図るため、介護サービスについて周知し、その活用の促進に努める。

## 第2次香芝市男女共同参画プランにおける具体的施策について(案)

政策番号	基本目標	基本方針番号	基本方針	施策番号	施策の方向	施策の内容	
Ⅲ	だれもが生涯を通じ、安全、安心に暮らせるまちづくり	1	母子保健対策等の充実	①	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)の啓発・学習	妊娠・出産に関する正しい知識の普及に努め、男女が互いに妊娠・出産について考え、リプロダクティブ・ヘルス/ライツについて学ぶ機会を提供する。	
						父親が参加できる母子保健事業に関する各種講座の継続・展開を行う。	
						学校現場において、子どもの発達時期に応じたリプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する教育を行う。	
				②	女性の妊娠・出産における支援	女性の妊娠中の過ごし方や出産について学ぶことのできる「母親教室」を実施する。	
							不妊治療について、相談窓口の案内や奈良県の支援制度等の情報提供を行う。
		2	あらゆる暴力等の防止対策	①	DV(ドメスティック・バイオレンス)対策の充実	DV(デートDV含む)を容認しない社会づくりに向け、市民を対象に意識啓発を行う。	
						学校現場においてデートDVを中心としたDVの防止に向けた啓発を行う。	
						女性法律相談をはじめとした各種相談業務により、DVに関する相談を行う。	
						DV被害者支援対応マニュアルの作成及びDV対応庁内ネットワークの構築により、適切な支援・保護を図る。	
		②	セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントに対する啓発	企業等を対象に、セクシュアル・ハラスメント及びマタニティ・ハラスメントの防止に向けた取り組みや、相談体制の整備について、啓発を行う。			
						女性法律相談をはじめとした各種相談業務により、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントに関する相談を行う。	
		3	だれもが安心して暮らせる社会づくり	①	生活サポートが必要と考えられる家庭への相談・支援体制の充実	生活サポートが必要と考えられる家庭の親子等の生活の安定と向上のために、相談・支援体制の充実を図る。	
②	男女共同参画の視点による障がい者施策の推進					障がいのある人やその家族が、地域で安全・快適に生活できるように、男女共同参画の視点による障がい者施策の充実を図る。	
③	男女共同参画の視点による高齢者施策の推進					高齢者やその家族が、地域で安全・快適に生活できるように、高齢者に対する相談・支援体制の充実を図る。	
④	すべての人にやさしいまちづくりの推進					高齢者、障がいのある人、外国人等、すべての人が性別や年齢に関わらず、安心して生活できるよう、ユニバーサル社会の実現を促進する。	

第2次香芝市男女共同参画プランにおける具体的施策について(案)

政策番号	基本目標	基本方針番号	基本方針	施策番号	施策の方向	施策の内容		
IV	男女共同参画プラン推進体制の構築	1	庁内における男女共同参画の推進	①	市職員に対する男女共同参画の意識の醸成	男女共同参画意識の向上を目的とし、市職員に対して、研修の実施や外部研修の参加を促進する。		
						女性職員の能力発揮を目的とし、市職員に対して、研修の実施や外部研修の参加を促進する。		
				②	市女性職員の職域拡大	あらゆる職種において性別にとらわれず、能力実証に基づいた市職員の採用を行う。		
						市職員の能力や、性別構成のバランスを考慮した、適正な人事配置を行う。		
				③	庁内における働きやすい職場づくりの推進	女性活躍推進法に基づく「香芝市特定事業主行動計画」に掲げる取組を推進する。		
						育児休業・介護休業等取得しやすい体制づくりに努め、性別に関係なく働きやすい職場づくりを推進する。		
		セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントに関し、庁内における相談体制の構築に努める。						
		2	社会的な意思決定への女性の参画拡大	①	政策、方針決定過程の場への女性の参画推進	審議会等において男女双方の意見がバランス良く反映されるよう、どちらかの性に偏ることのない委員の登用に努める。		
						②	市女性職員の管理職への登用促進	市や学校現場において女性管理職の登用拡大のため、積極的な取り組みに努める。
								③
		男女それぞれに持つ、知識・経験を地域社会に生かしていくために、人材登録(まちづくりパートナー)制度への登録を推進する。						
		3	男女共同参画に関する推進体制の整備	①	男女共同参画に関する調査・研究	男女共同参画に関する市民の意識、事業所の実態を把握するため、定期的に調査を実施する。		
国や奈良県、他市町村等との連携・協力・情報交換に努め、男女共同参画に関する研究体制を強化する。								
②	本プランの進行管理	男女共同参画に関する事務を所管する所属課が軸となり、全部局を包括し、全庁的に本プランの施策を推進する。						
			「香芝市男女共同参画推進委員会」を定期的に開催し、本プランの施策の推進状況や新たな課題について調査審議を行う。					